

# 公益社団法人生態系トラスト協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人生態系トラスト協会（(略称 エコ・トラスト)（英文名 Ecosystem Trust Society 略称「ET」）、以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を高知県高岡郡四万十町に置く。

2 協会は、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(支部等)

第3条 協会は、理事会の議決を得て、必要とする地に支部及び支援組織を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 協会は、広く社会に生態系保護の思想を普及するとともに、ナショナルトラスト手法により多様な生物の生息地を取得保全管理、生態系に関する調査研究等の事業を行い、もって人間性豊かな社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生態系保護思想の普及啓発
- (2) ナショナル・トラスト手法による土地・施設等の取得と該当地域の生態系保全・修復
- (3) 自然に親しむことを目的とした催しの開催
- (4) ビオトープ構想の普及啓発並びにビオトープ施設の設置及び管理
- (5) 生態系の調査研究及び資料の収集
- (6) 生態系に関する出版物及び機関誌の発行
- (7) 国や地方公共団体等が行う生態系保護事業に対する協力
- (8) 全国各地で生態系トラスト活動を進める個人及び団体に対する支援
- (9) 前各号に掲げるもののほか、協会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種類)

第6条 協会に次の会員を置く

- (1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) サポート会員 協会の目的に賛同し、前条に掲げる事業をサポートするために入会した個人又は団体
- (3) ジュニア会員 協会の目的に賛同して入会した中学生以下の個人
- (4) 会友 四万十ヤイロチョウの森一口オーナー募金者、森のしずく募金者など、上記の会員以外で 1,000円以上の寄付を行った協会の活動を支援する個人又は団体
- (5) ネイチャーセンター友の会会員  
ネイチャーセンターの趣旨に賛同して入会した個人及び団体
- (6) 地域友の会会員 生態系トラスト協会の趣旨に賛同して地域に作られた支部が独自に集めた会員
- (7) 特別賛助会員 協会の目的に賛同し、協会の活動を特別に支援する個人又は団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、会長に入会申込書を提出しなければならない。

2 正会員として入会しようとする者は、総会で別に定める基準に従い、理事会の承認を得なければならない。この場合において、理事会の承認があったときは、会長は速やかに本人に文書で通知するものとする。

3 会員としての地位は、正会員においては前項の規定による通知を発送した時、サポート会員又はジュニア会員においては会費の納入のあった時から取得されるものとする。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届、もしくはその会員の自署による退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。また、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産の宣告を受けたとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費の納入期限を予告して催告し、納入期限から6月を経ても会費を納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (2) 定款の変更
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は毎年度当初に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求する事ができる。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した会員のなかから選出する。

(定足数)

第17条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会する事ができない。

(議決権及び議決)

第18条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

2 総会の議決は、この定款に別に定めるものを除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 監事の解任
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。また、理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する事ができる。

(書面による議決権行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第20条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第18条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

## 第5章 役員

(種類及び定数)

第22条 協会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、当協会では会長と称する。また、代表理事以外の理事のうち1名以上2名以内を当協会では副会長と称する。

3 代表理事以外の理事から1名以上2名以内の、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事を置くことができる。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、総会において選任し、会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

- 3 理事のいずれか1人とその親族その他の特別な関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、相互に親族その他の特別な関係にある者であってはならない。
- 5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添えて、遅滞なくその旨を高知県知事（以下「知事」という。）に届け出なければならない。
- 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

（理事の職務）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、法人を代表しその業務を執行し、副会長は理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。
- 3 会長及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務）

第25条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協会の財産及び会計を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び総会又は知事に報告すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の財産の状況の調査をする事ができる。

（役員任期）

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 役員は、再任することができる。
- 4 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

（解任）

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任する事ができる。この場合決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項の規定の適用に関し必要な事項は、総会の議決を得て、会長が別に定める。

（名誉会長及び顧問）

第29条 協会に名誉会長及び顧問及びアドバイザーを置くことができる。

- 2 名誉会長は、特に功労のあった者の中から理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問及びアドバイザーは、有識者の中から理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 4 名誉会長及び顧問及びアドバイザーは、会長の要請に応じ、協会の事業について必要な助言を行う。

## 第6章 理事会

（構成）

第30条 協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 代理人による議決または書面による議決権の行使は、これを認めない。

3 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 会長欠席のときは出席した理事全員及び監事が記名押印する。

## 第7章 財産及び会計

(基本財産)

第35条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、協会の基本財産とする。

2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第36条 協会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けねばならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に事業年度が終わるまでの間据え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告、事業報告の附属明細書、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得て、その事業年度終了後3ヶ月以内に知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、総会の議決の日から2週間以内に登記し、登記簿謄本を添えるものとする。

2 第1項の書類のほか次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに定款、会員名簿を備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更する事ができる。

(解散及び残余財産の処分)

第41条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する事ができる。

2 協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

3 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

(事務局)

第42条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。ただし、事務局長については、予め理事会の承認を得るものとする。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

(帳簿及び必要書類の整備)

第43条 事務局には、この定款に定められた各種書類のほか、次の書類及び帳簿を常備しなければならない。

- (1) 登記に関する書類
- (2) 役員及び職員の名簿及び履歴書並びに役員の就任承諾書
- (3) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類及び帳簿

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

<附 則>

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 協会の最初の会長は中村滝男とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款は、平成25年 4月 1日から施行する。

5 この定款は、平成26年 5月25日に一部改正し、同日より施行する。

6 この定款は、平成27年 6月14日に一部改正し、認可のあった日より施行する。

7 この定款は、平成28年 3月19日に一部改正し、平成28年 4月1日より施行する。

8 この定款は、平成29年 9月15日に一部改正し、同日より施行する。

9 この定款は、平成30年 6月3日に一部改正し、同4月1日にさかのぼって施行する。

10 この定款は、令和3年6月13日に、一部改正し、同日より施行する。